

予防接種のお知らせ

高齢者のインフルエンザ予防接種

インフルエンザの予防接種は希望者が受けるもので、強制ではありません。

認知症などで本人の意思確認ができない場合は、対象となりませんので、ご注意ください。

▶対象＝町の住民基本台帳に登録されている方で、接種日に次の要件を満たしている方

- ①満65歳以上の方
- ②満60歳以上65歳未満の方で、心臓・腎臓・呼吸器の機能、ヒト免疫不全でウイルスによる免疫の機能に障害を有する者として厚生労働省で定めた方

▶接種期間＝平成19年1月31日まで

※接種日については、各医療機関に確認してください

▶接種場所＝山武郡市内の指定医療機関

※そのほかの医療機関で接種を希望する方は、必ず事前にご相談ください

▶その他

◎対象：接種期間中に65歳の誕生日を迎える方、平成18年8月31日以降に転入されて対象となる方は、健康福祉課または各医療機関に申し出てください。

◎予診票：今年から予診票は、新規対象者（昭和15年10月1日～昭和16年9月30日生まれの方）と昨年受けた方に送付しています。

予診票が送付されず、対象の①に該当する方は、山武郡市内の指定医療機関にある予備の予診票をご利用になるか、健康福祉課窓口へお越しください。対象の②に該当する方は、健康福祉課までご連絡ください。

◎接種期間：接種期限は、1月末までですが、なるべく12月中旬までに受けましょう。

子どもの予防接種

該当する方は、ご連絡ください。

◇麻疹、風しんの単独ワクチン

麻疹、風しんにかかった方は、かかっていないほうの単独ワクチンを受けることができます。

▶対象＝満1歳以上満2歳未満の方、平成12年4月2日～平成13年4月1日生まれの方

◇二種混合予防接種

▶対象＝町外の学校等に在学している小学校6年生
☎健康福祉課健康指導係 ☎(72) 8321



別表1 70歳以上の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	外来(個人ごと)		外来+入院(世帯ごと)	
	①：年金収入が80万円以下の方 ※1	②：①以外の方		
低所得者：同一世帯の世帯主および国保被保険者（老人保険の場合、世帯全員）が住民税非課税の方	8,000円		15,000円	
一般			24,600円	
一定以上所得者	44,400円		80,100円 + (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算) ※2	

※1 判定対象者の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたときに0円となる方
 ※2 過去12カ月以内の高額医療費の世帯支払いが3回を超えた場合は、4回目から44,400円

別表2 70歳未満の方の自己負担限度額（月額）

所得区分	3回目まで	4回目以降
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円
一般	80,100円 + (医療費が267,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	44,400円
上位所得者：年間所得600万円以上の世帯	150,000円 + (医療費が500,000円を超えた場合はその超えた分の1%を加算)	83,400円

同一个月内に医療機関に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請して認められると、限度額を超えた分は高額医療費として支給されます。（別表1参照）

☆一定以上所得者の自己負担限度額

所得区分が今年から新たに「一定以上所得者」になった方は、次に該当する場合、自己負担限度額は「一般」の限度額が適用されます（②・③の場合申請が必要）。

①課税所得が145万円以上213万円未満
 ②高齢者単身世帯で、年収383万円以上484万円未満
 ③高齢者複数世帯で、年収520万円以上621万円未満

(2) 70歳未満
 同じ人が、同一个月内に同一の医療機関で同一の療養に支払った自己負担額の合計が高額になった場合、申請して認められると、限度額を超えた分は高額医療費として支給されます。（別表2参照）

☆人工透析を行っている方の自己負担限度額

所得区分が上位所得者で、人工透析を要する方は、自己負担限度額が1万円から2万円へ変更になります。

負担限度額が1万円から2万円へ変更になります。

◇療養病床に入院時の食費・居住費の負担

療養病床に入院する70歳以上の方は、これまで食料費のみを負担していましたが、食費と居住費を負担することになります。

負担額については介護保険と同額です。

☆負担の軽減

- 人工呼吸器等が必要な方など難病の患者は、現行どおり食料費相当の負担になります。
- 低所得者は負担が軽減されます。

◇出産育児一時金、葬祭費の額が改正

- ▼出産育児一時金 35万円
- ▼葬祭費 5万円
- ▼国民年金課国民健康保険係 ☎(70) 0334

◇医療費の自己負担額の変更

医療機関等に支払う負担割合が2割の方は3割に変更になります。

▼対象Ⅱ課税所得が145万円

☆対象の方でも、次に該当する方

①高齢者単身世帯で収入額が383万円未満の方

②高齢者複数世帯で収入額が520万円未満の方

◇高額医療費の自己負担額の変更

(1) 70歳以上

国民健康保険と老人保健の一部が変わりました

医療費の自己負担割合等が変更になります

健康保険制度を将来にわたって維持していくために、医療制度改革が行われ、10月から国民健康保険と老人保健の制度が一部改正されました。

健康保険制度を将来にわたって維持していくために、医療制度改革が行われ、10月から国民健康保険と老人保健の制度が一部改正されました。

人間ドックを受つてみよう

人間ドックは、現在の健康状態を検査し、体の異常の早期発見・早期治療に役立てることが出来ます。

国民健康保険加入者が、町と契約した医療機関で、人間ドックを受けることができます。

10月から人間ドックの利用条件が一部改正され、利用しやすくなりました。人間ドックを受けて健康状態を確認し、生活習慣を見直しましょう。

▼助成金Ⅱ検査費用の7割（助成限度額4万円）

▼対象Ⅱ次の項目をすべて満たす方

- ①30歳以上の方
- ②納付期限の到来している国民健康保険税を完納している世帯の方
- ③前回の利用から1年が経過している方

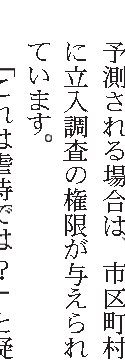
日帰り受診できるコースもありますので、希望する場合は医療機関に予約をしてから申請してください。

人間ドック契約医療機関

医療機関	住所	電話番号
国保大網病院	大網白里町富田884-1	☎(72)1121
両総病院	東金市上宿8-3	☎(55)2700
亀田総合病院	鴨川市東町929	☎04(7092)2211
亀田総合病院附属幕張クリニック	千葉市美浜区中瀬1-3CD-2	☎043(296)2711
国保成東病院	山武市成東167	☎(82)2521
千葉社会保険病院	千葉市中央区仁戸名682	☎043(261)2211
塩田病院	勝浦市出水1221	☎0470(73)1221
浅井病院	東金市家徳38-1	☎(58)5000
八街総合病院	八街市八街ほ137-1	☎043(443)7311
斎藤労災病院	千葉市中央区道場南1-12-7	☎043(227)7437

☎・国民年金課国民健康保険係 ☎(70) 0334

在宅介護支援センターだより 37



高齢者虐待について

平成18年4月1日より「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（通称・高齢者虐待防止法）が施行されました。

◆高齢者虐待とは？

高齢者に対し、心や身体に深い傷を負わせたり、人権の侵害や尊厳を奪ったりすることをいいます。

在宅や施設で介護をしている方や高齢者を取り巻く人々などが、無意識のうちに虐待を行っている場合もあります。

◆どんなことが虐待にあたるの？

- ①身体的虐待：なぐる、ける、つねるなどの暴力をふるう
- ②心理的虐待：言葉や態度、無視などで精神的な苦痛を与える
- ③性的虐待：本人の同意なしに、性的な行為を行ったり強要したりする
- ④経済的虐待：財産や金銭の無断使用や本人が望む金銭の使用を理由なく制限する
- ⑤介護・世話の放棄・放任：介護や世話を世話を放棄し、結果として高齢者の生活環境や身体・精神的状態を悪化させる

◆虐待の相談は？

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した方は、市区町村に通報する義務があります（通報者の秘密は厳守）。

また、生命や身体に危険が及ぶ場合は、速に警察や消防へ連絡してください。

☎(73) 5146
 杜の街 ☎(70) 1666

在宅介護支援センター
 おおあみ緑の里
 ☎(73) 5146
 杜の街 ☎(70) 1666

予測される場合は、市区町村に立入調査の権限が与えられています。

「これは虐待では？」と疑われる場合は、早めに在宅介護支援センターまたは町に相談ください。

◆虐待を防ぐには？

高齢者の虐待は、介護者の心身疲労や経済的な苦しさ、高齢者の認知症による言動の混乱、閉じこもりがちな性格、環境などさまざまな理由が絡み合っています。

介護負担を一人で抱え込まないために、早期に介護保険の申請をするなど、いろいろなサービスを上手に活用し、地域や専門家の力を上手に活用してください。